令和5年度障害者総合福祉推進事業

障害者支援施設及び共同生活援助における サービスの質の確保のために必要な取組についての調査研究 事業報告書

令和6年3月 PwC コンサルティング合同会社

【事業目的】

近年、障害福祉サービスを提供する事業者が増え、質の確保が重要な課題となっており、厚生労働省の社会保障審議会障害者部会においては、次の指摘がなされている。

- 今後、サービスの質の評価についてさらに検討を進める上では、
 - 利用者本人の希望やニーズに十分対応したサービスが提供されているか
 - ・ 閉鎖的にならず、外部に開かれた透明性の高い事業運営が行われているか
 - ・ 専門的な知見も踏まえたより質の高い支援や、地域ニーズを踏まえた支援・取 組みが行われているか

といった視点が重要である。

- 検討に当たっては、事業所の規模の大小にかかわらず、取り組むことのできる仕組 みとすることや、利用者本人の意向やニーズを反映して評価する際には、本人の意 向を丁寧に汲み取ることが重要であることに留意が必要である。
- 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、 地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、 一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした 仕組みを導入することが有効と考えられる。

上記の背景を踏まえ、令和4年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス等の評価のための基準等の作成に関する研究」において、障害福祉サービスの居住系サービスである障害者支援施設及び共同生活援助の透明性の確保や質の向上を図るため、介護保険サービスの運営推進会議を参考とした仕組みの導入について学識・現場有識者による検討会を組織し検討を行った。検討の結果、介護保険サービスの運営推進会議を参考としつつも、障害福祉サービスの実情に応じた仕組みの導入について検討が進められ、その名称についても、「地域連携推進会議」という名称とすることが提案されるとともに、事業所が地域連携推進会議を実施するための手引きを作成した。

本事業では、地域連携推進会議の有効性や運営上の課題を検証することを目的に、手引きを活用してモデル的に地域連携推進会議を実施した。

また、共同生活援助事業の事業開設者や管理者には研修要件が課されておらず、介護保険制度も参考にして、新規事業者の質を確保すべきとの指摘がある。

共同生活援助の質の確保・向上について、自治体によっては事業開始前に研修等を実施している例もあることから、今後の新規事業者における質の確保の検討の基礎資料とするため、全国の共同生活援助の指定権者である地方自治体に対して、事業者のサービスの質を確保するための取組の実施状況について調査を行った。

【実施方法】

学識経験者、現場有識者等を構成員とした検討委員会を組成し、次の事業を実施した上で、報告書として取りまとめた。

1. 手引きを活用した地域連携推進会議の実施

障害者支援施設及び共同生活援助から合わせて4つの事業所を選定し、手引きを活用して実際に地域連携推進会議の設置・運営を行った。その中で抽出された地域連携推進会議の有効性、課題について、検討委員会において検討を行い、必要な手引きの改定を行った。

2. 共同生活援助の指定権者である自治体に対する質問紙調査

共同生活援助の指定権者である自治体(都道府県、指定都市、中核市、指定の権限 移譲を受けた市区町村)に対して、新規事業者の指定前における事業所向け研修の実 施状況、事業者の指定後のサービスの質の確保・向上のための取組の実施状況等を把 握するための質問紙調査を行った。

3. 共同生活援助の指定前における事業開設者・管理者向け研修の現地調査

2. の自治体向け質問紙調査で把握した、共同生活援助の新規事業者の指定前における事業開設者・管理者向け研修を実施している団体のうち1団体について、研修の現地調査を行った。

また、当該自治体の担当者からヒアリングを行い、共同生活援助のサービスの質の 確保に関する課題について意見を聴取した。

目次

1. 事業	ほ目的と方法	1
(1)	背景	1
(2)	目的	2
(3)	事業概要・方法	2
(4)	検討委員会	3
(5)	事業の実施経過	5
2. 手引	きを活用した地域連携推進会議の実施	6
(1)	事業所の選定	6
(2)	進め方	6
(3)	実施内容、抽出された地域連携推進会議の課題及び有効性	7
(4)	課題を踏まえた手引きの改定1	5
3. 共同]生活援助の指定権者である自治体に対する質問紙調査1	7
(1)	調査概要	7
(2)	調査結果1	8
4. 共同]生活援助の指定前における事業開設者・管理者向け研修の現地調査3	2
(1)	調査概要	2
(2)	自治体担当者からのヒアリング3	3
5. 考察	₹3	4
(1)	地域連携推進会議の有効性	4
(2)	地域連携推進会議の今後の課題3	5
(3)	共同生活援助のサービスの質の確保に関する課題3	6
付録	3	7
付録1	共同生活援助の指定権者である自治体に対する質問紙調査 依頼状3	7
付録2	共同生活援助の指定権者である自治体に対する質問紙調査 調査票3	9

1. 事業目的と方法

本章では、本事業の背景と目的、目的を達成するための方法について記載する。

(1) 背景

近年、障害福祉サービスを提供する事業者が増えてきており、そのサービスの質を確保する ことが重要な課題となっている。これまでにも、障害福祉サービス等指定基準、障害福祉サービ ス等の報酬における評価及び障害福祉サービスの情報公表制度等、様々な手法により質の確保・ 向上が図られてきた。

また、「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて~社会保障審議会障害者部会報告書」(令和4年6月13日社会保障審議会障害者部会)において、次の指摘がなされている。

- 今後、サービスの質の評価についてさらに検討を進める上では、
 - ・ 利用者本人の希望やニーズに十分対応したサービスが提供されているか
 - ・ 閉鎖的にならず、外部に開かれた透明性の高い事業運営が行われているか
 - ・ 専門的な知見も踏まえたより質の高い支援や、地域ニーズを踏まえた支援・取組みが 行われているか

といった視点が重要である。

- 検討に当たっては、事業所の規模の大小にかかわらず、取り組むことのできる仕組みと することや、利用者本人の意向やニーズを反映して評価する際には、本人の意向を丁寧 に汲み取ることが重要であることに留意が必要である。
- 居住や生活の場であり、運営が閉鎖的になるおそれのあるサービス類型については、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れることが、事業運営の透明性を高め、一定の質の確保につながるものと考えられ、介護分野の運営推進会議を参考とした仕組みを導入することが有効と考えられる。

以上の背景を踏まえ、令和 4 年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス等の評価のための基準等の作成に関する研究」において、障害福祉サービスの居住系サービスである障害者支援施設及び共同生活援助の透明性の確保や質の向上を図るため、介護保険サービスの運営推進会議を参考とした仕組みの導入について、学識・現場有識者による検討会を組織し検討を行った。検討の結果、介護保険サービスの運営推進会議を参考としつつも、障害福祉サービスの実情に応じた仕組みの導入について検討が進められ、その名称について、「地域連携推進会議」という名称とすることが提案されるとともに、事業所が地域連携推進会議を実施するための手引きを作成した。今後、全国の事業所が地域連携推進会議を設置・運営していくに当たり、実際に手引きを活用して地域連携推進会議の設置・運営を行い、会議の有効性・課題を検証する必要がある。

また、共同生活援助事業の事業開設者や管理者には研修要件が課されておらず、介護保険制度も参考にして、新規事業者の質を確保すべきとの指摘がある。

共同生活援助の質の確保・向上について、自治体によっては事業開始前に事業所に対する研修

等を実施している例もあることから、今後の新規事業者における質の確保方策の検討の基礎資料とするため、全国の共同生活援助の指定権者である自治体における、新規事業者の指定前における事業開設者・管理者向け研修をはじめとした、サービスの質を確保するための取組の実態を把握する必要がある。

(2)目的

以上の背景を踏まえ、本事業では以下を目的として、事業を実施した。

- ①手引きを活用した地域連携推進会議の設置・運営をモデル的に実施し、地域連携推進会議 の有効性の証明及び課題の抽出を行うこと
- ②自治体における、共同生活援助の指定前の事業開設者・管理者向け研修をはじめとした、サービスの質を確保するための取組の実態や、今後のサービスの質の確保に関する課題を 把握すること

(3) 事業概要・方法

以上の目的を達成するために、以下のとおり事業を実施した。

図表 1 太事業の事業概要・方法

図表 Ⅰ 本事業の事業概要・力法				
	事業概要・方法			
① 手引きを活用した地域連携推進会議の実施	・障害者支援施設及び共同生活援助から合わせて4つの事業所を選定し、 手引きを活用して実際に地域連携推進会議の設置・運営を行った。・事業所との振り返りや会議の構成員に対するアンケートを通して、地域連携推進会議の有効性を証明し、課題を抽出した。			
② 共同生活援助の 指定権者である 自治体に対する 質問紙調査	・ すべての共同生活援助の指定権者である自治体(都道府県、指定都市、中核市、権限移譲を受けた市区町村)に対して、共同生活援助の指定前における事業開設者・管理者向け研修をはじめとした、サービスの質を確保するための取組等に関する質問紙調査を行った。			
③ 共同生活援助の 指定前の事業開 設者・管理者向 け研修の現地調 査	 質問紙調査から把握した、共同生活援助の指定前における事業所向け研修を実施している自治体から1団体を選定し、実際の研修の現地調査を行い、研修内容や実施方法の実態を把握した。 当該自治体の担当者からヒアリングを行い、共同生活援助のサービスの質の確保に関する課題について意見を聴取した 			

(4) 検討委員会

学識経験者、現場有識者等で構成する検討委員会を組成し、地域連携推進会議の実施から得られた地域連携推進会議の有効性・課題についての検討や、自治体の共同生活援助の指定前における事業所の開設者・管理者向け研修の実施状況等を踏まえた今後のサービスの質の確保に関する議論を行った。

① 検討委員会·事務局体制

検討委員会委員は図表2のとおりである。なお、座長には白江氏が就任した。

図表 2 検討委員会委員

氏名	所属
阿部 一彦	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 会長
荒井 隆一	日本グループホーム学会 代表
飯山 和弘	一般社団法人日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構
岩上 洋一	社会福祉法人じりつ 理事長
片桐 公彦	社会福祉法人みんなでいきる 理事
金丸 博一	NPO 法人日本相談支援専門員協会 副代表理事
嘉山 仁	一般社団法人全国介護事業者連盟
鳫野 雪保	堺市健康福祉局障害福祉部長
久木元 司	公益財団法人日本知的障害者福祉協会 政策委員会委員長
佐々木 桃子	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会長
白江 浩	全国身体障害者施設協議会 会長
曽根 直樹	学校法人日本社会事業大学 教授
水流 源彦	社会福祉法人ゆうかり 理事長
道躰 正成	神奈川県福祉子ども未来局参事監
中村 考一	認知症介護研究・研修東京センター 研修部長
米澤 祐介	熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課 課長

(五十音順、敬称略)

検討委員会オブザーバー及び実施事務局の体制は図表3及び図表4のとおりである。

図表3 オブザーバー

氏名	所属
犬伏 真	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 課長補佐
服部 剛	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 課長補佐
∧ ++	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課
今井 貴士	地域生活・発達障害者支援室 室長補佐
	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課
松崎 貴之	地域生活・発達障害者支援室 虐待防止対策専門官、障害福祉専門官(知的障害
	福祉担当)
金川 洋輔	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課

	地域生活・発達障害者支援室 地域移行支援専門官、障害福祉専門官(精神障害福祉担当)
沼 浩嗣	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 福祉サービス係長

図表 4 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 ディレクター
当新 卓也	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
水谷 祐樹	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト

② 検討委員会開催状況

検討委員会の実施状況は図表5のとおりである。なお、会議は原則オンライン開催とした。

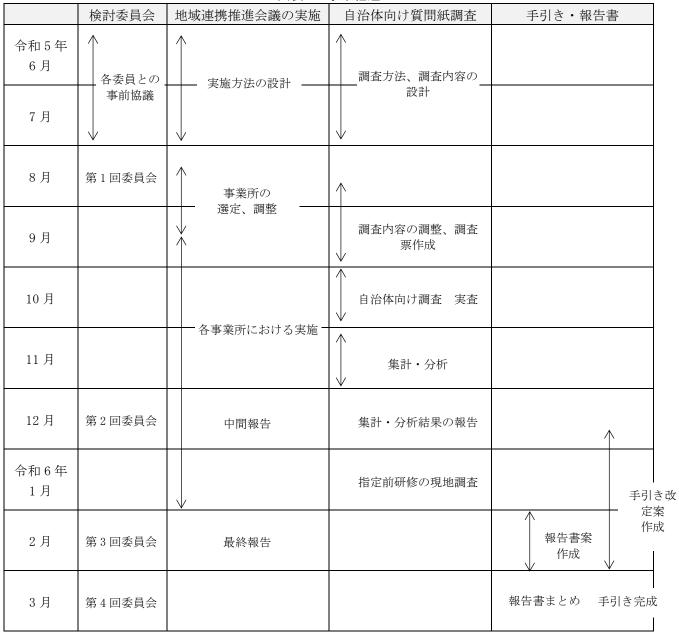
図表 5 検討委員会開催状況

四次 り 検討女員云開催休ル				
開催日	主な議題			
第1回 令和5年8月18日	 事業概要説明 地域連携推進会議の実施方法の検討 介護保険制度におけるグループホームの代表者・管理者向け研修の紹介 共同生活援助の指定権者である自治体に対する質問紙調査 調査設計 			
第2回 令和5年12月26日	自治体向け質問紙調査 集計・分析結果の報告地域連携推進会議の実施 中間報告			
第3回 令和6年2月6日	・ 地域連携推進会議の実施 最終報告・ 手引きの改定案の検討・ 自治体における共同生活援助向けの指定前研修 現地調査報告			
第4回 令和6年3月8日	・ 地域連携推進会議の手引き 改定案の検討・ 報告書案の検討			

(5) 事業の実施経過

本事業は令和5年6月14日に事業の内示を受け、令和6年3月31日まで、図表6に示す経過で事業を実施した。

図表 6 事業経過



2. 手引きを活用した地域連携推進会議の実施

本章では、手引きを活用した地域連携推進会議の実施の内容及び結果について記載する。

(1) 事業所の選定

検討委員会委員からの推薦を得て、障害者支援施設1事業所、共同生活援助3事業所を選定した。

なお、選定に当たっては、「事業所の運営主体(社会福祉法人/NPO 又は営利法人等)」、「法人の規模(複数の事業所を運営/1 事業所のみを運営)」、「共同生活援助の類型(日中サービス支援型/その他の類型)」、「地域(中核市以上/その他の市町村)」の観点を考慮した。

事業所	種類	運営主体	法人の規模	共同生活援助の 類型	地域
A 事業 所	障害者支援施 設	社会福祉法人	複数の事業所を運営	_	宮城県亘理町 (中核市以外)
B 事業 所	共同生活援助	社会福祉法人	複数の事業所を運営	介護サービス包括型	新潟県上越市 (中核市以外)
C 事業 所	共同生活援助	株式会社	複数の事業所を運営	介護サービス包括型	千葉県船橋市 (中核市以上)
D 事業 所	共同生活援助	一般社団法人	1事業所のみを運営	日中サービス支援型	神奈川県横浜市 (中核市以上)

図表7 事業所一覧

(2) 進め方

各事業所において、手引きを活用しつつ、以下の手順で地域連携推進会議の設置・運営を進めた。事務局は、各事業所に対して定期的に進捗確認を行うなどの伴走支援を実施し、事業所の状況に応じて、事業所のみでは対応に苦慮するものについて特に支援を行った。

- ① 構成員の選定
- ② 構成員への参加依頼
- ③ 会議・施設訪問の日程調整
- ④ 会議の議題検討
- ⑤ 会議資料の作成
- ⑥ 会議の開催
- ⑦ 施設訪問の受入れ
- ⑧ 議事録の作成
- ⑨ 地域連携推進会議の振り返り(事業所と事務局との振り返り、構成員へのアンケートによる 地域連携推進会議の運営上の課題、有効性の抽出)

(3) 実施内容、抽出された地域連携推進会議の課題及び有効性

各事業所で行った地域連携推進会議の内容及び事業所と事務局との振り返りで抽出された運営上の課題、地域連携推進会議の有効性について記載する。

A 事業所 (障害者支援施設)

① 実施内容及び課題

図表 8 A 事業所における実施内容及び課題

フェーズ 実施内容 • 事業所において、以下の構成員を選定した。 ▶ 利用者	運営上の課題 ・ 長期間にわたり構成員が固定されると、地域とのつながりが広
▶ 利用者	れると 地域とのつかがりが広
	1000C 2000C 00 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
▶ 利用者家族(上記の利用者とは別の利用	者がっていかないのではないか。
構成員の選定 の家族)	
▶ 地域の方:事業所の所在地域の町内会長	
▶ 福祉に知見のある方:社会福祉協議会職	員
▶ 市町村担当者:町役場の障害福祉担当者	
・事業所において、構成員に対して参加依頼を	行・地方部では構成員となり得る人
った。	的資源が豊富でなく、構成員の
・ 「構成員へ参加依頼するに当たり、地域連携	推 選定が難しい場合がある。
進会議の趣旨や施設訪問時の確認ポイントな	ど
まとめた資料があれば説明しやすい」と意見	<i>&</i>
構成員への参加 いただき、事務局が作成した資料を提供した。	0
依頼 ・ 「経営に知見のある方」として、地域活動支援	受セ
ンターの施設長に依頼をしたが、多忙のため話	辛退
を受けた。	
・ 各委員の承諾を得た後に、構成員へ実施内容や	P地
域連携推進会議の趣旨を改めて説明するため、	、事
務局から構成員への説明会を実施した。	
・ 施設訪問における見学の時間を十分に取るた	・施設訪問は会議と別日に開催し
め、手引きのとおり、施設訪問と会議は別日、	でた方が、構成員がゆとりをもっ
行うこととした。	て見学できるのではないか。
・ 施設訪問については、事業所から5日間の候待会議・施設訪問	補
会議・施設が同 日を提示し、各委員の都合に合わせて選択いるの日程調整	た
だいた結果、3日間に分かれて実施することと	<u> </u>
なった。	
・ 会議については、事業所から複数の候補を提	示
し、各委員と調整した。	
会議の議題検討 ・ 手引きを参考に、以下の議題を設定した。	・会議を形骸化させないために、

 ▶ A事業所における地域連携の推進について 2回目以降の議題の検討が ▶ 施設やサービスの透明性・質の確保 ではないか。 ▶ 施設と地域との連携 ▶ 利用者の権利擁護 	\
▶ 施設と地域との連携▶ 利用者の権利擁護	
▶ 利用者の権利擁護	
▶ 設立の経緯とこれまでの活動状況	
► A 事業所の現状報告	
→ 意見交換	
・ 事業所において資料を作成いただいた。作成 ・ 職員が少ない事業所で	 は資料
に当たっては、3人の担当者で作業を分担して 作成の負担が大きいの	
会議資料の作成 行った。 いか。	
・ 既存資料を活用して作成したため、資料作成	
の負担は大きくなかった。	
・ 施設内の設備見学と、利用者の日中活動の様 ・ 利用者の負担を考慮する	<u>ると、</u>
子を見学した。 ・訪問を複数の日程に分	
・ 日中活動中の利用者と、活動内容についての 1回あたりの人数を減ら	
施設訪問の実施 コミュニケーションを行った。 方がいいのではないか。	
・構成員から、「施設内の除草をした方がよいの	
では」という助言をいただき、後日、施設内	
の除草を行った。	
会議時間:90分冬季の開催は、インファ	レエン
・ 会場:施設内会議室 ザ等の感染症のリスクス	から開
・ 出席者:A事業所4名(理事長、サービス管理 催が不安定になってし	まう。
責任者、事務員2名)、構成員3名(利用者、	
利用者家族、町内会長)	
※社協職員、町役場担当者は体調不良により	
欠席した。	
・ 欠席した構成員(社協職員)から、施設訪問	
会議の開催 を踏まえた意見を書面でいただき会議中に共	
有した。社協が行う事業(物品貸出・ボラン	
ティア派遣等)の紹介があり、今後の連携の	
きっかけとなり得る情報共有が行われた。	
・ 事業所と構成員の間での意見交換だけでな	
く、利用者から利用者家族へ利用者としての	
意見を伝えるなど、構成員同士の意見交換も	
活発に行われた。	

② 地域連携推進会議の有効性

事業所と事務局との振り返り、構成員へのアンケートにおいて、地域連携推進会議の有効性について、図表9のとおり意見があった。

図表 9 A 事業所における地域連携推進会議の有効性に関する意見

	地域連携推進会議の有効性	
	・ 会議後、町内会長が地域連携推進会議の内容を地域に周知してくださった。地域	
	の方が事業所のことを知るきっかけとなった。	
	・ 開業後まもなくコロナ禍に入り、地域との交流ができなかったが、地域との交流	
事業正なるの	を始めるきっかけとなった。	
事業所からの	・ 事業所のことを構成員に伝えるに当たり、事業所が行っているサービスが適切な	
意見	のかを客観的に確認するきっかけとなった。	
	・ 様々なバックグラウンドを持つ構成員と意見交換を行うことで、普段の業務では	
	気づけない視点の意見を頂戴できた。	
	・ 利用者から事業所における暮らしに関する意見を聞くきっかけとなった。	
	・ 今まで施設内部に入ったことがなく、初めて見学した。施設内の様子や利用者の	
構成員からの	日常生活を知るよい機会となった。	
	・ 利用者が構成員として参加したことで、「役割」を持つことができ喜びを感じた。	
意見	・ 会議において、複数の事業所職員と意見交換することができ、職員が理念ややり	
	がいをもって利用者の支援を行っていることが分かった。	

B 事業所(共同生活援助)

① 実施内容及び課題

図表 10 B 事業所における実施内容及び課題

フェーズ	実施内容	運営上の課題
	・ 事業所において、以下の構成員を選定した。	市町村担当者は管内全ての事
	▶ 利用者:家族が代理(利用者が知的障害の	業所の会議に参画することは
	方で、意見表出が難しいため)	難しいのではないか。
	▶ 地域の方:民生委員	
構成員の選定	▶ 福祉に知見のある方:地域包括支援センタ	
	一職員	
	▶ 経営に知見のある方:近隣の認知症対応型	
	共同生活介護(グループホーム)の管理者	
	▶ 市町村担当者:市役所の障害福祉担当者	
	・ 事務局が提供した参加依頼文を活用し、構成員	
構成員への参加	候補へ参加依頼を行い、了承を得た。	
依頼	・ 市町村担当者や福祉に知見のある方(地域包括	
	支援センター)は、介護保険の運営推進会議へ	

	の参加経験があり、説明の負担は少なかった。	
会議・施設訪問	・ 構成員の都合を考慮し、会議と施設訪問は同	
の日程調整	日に実施することとした。	
	・ 手引きを参考に、以下の議題を設定した。	事故報告・ヒヤリハットの事
	▶ 障害及び共同生活援助についての概要	例を共有することは事業所の
	▶ B事業所の定員、職員配置、支援内容等	事故・虐待防止意識の向上、
	▶ 事業所と地域との関わり(行事参加状況、	地域の障害に対する理解促進
	近隣からの苦情等)	の観点では有効である。一
会議の議題検討	▶ 事故・ヒヤリハット事例の共有	方、利用者本人の前で事例を
	▶ 意見交換	共有することに、利用者は抵
		抗を感じるのではないか。ま
		た、事例を聞いた利用者家族
		は、事業所での生活に不安を
		感じてしまうのではないか。
	・ 事業所において資料を作成いただいた。	・ GH を利用していることを地域
	・ 既存資料を活用して作成したため、資料作成	に知られたくない利用者や家
	の負担は大きくなかった。	族もいる。利用者の個人情報
会議資料の作成		保護を図るべきでないか。
		・ 資料作成に慣れていない事業
		所にとっては、資料作成の負
		担が大きいのではないか。
	・ 会議前(利用者がいない時間帯)に、GH 内の	・ 様々な立場の事業所職員が出
	設備・居室等を見学した。	席することにより、外部に対
	・ 会議後(利用者がいる時間帯)に再度訪問	しても透明性を確保できるの
施設訪問の実施	し、利用者と構成員とでコミュニケーション	ではないか。また、職員にと
NEIX II/ III/ V JCNE	を取った。	っても地域の方と繋がる機会
	・ 構成員から利用者へ「普段 GH 内で何をして過	となるのではないか。
	ごしているか」や、「食事はおいしいか」など	
	の質問を行った。	
会議の開催	・ 会議時間:90分	・GHの中でもより閉鎖的になり
	・ 会場:GH 近くの同法人が運営する別事業所の	やすい日中サービス支援型
	会議室	は、年2回程度開催した方が
	・ 出席者:B事業所4名(法人役員、管理者兼サ	よいのではないか
	ービス管理責任者、世話人、日中活動担当	
	者)、構成員5名	

② 地域連携推進会議の有効性

事業所と事務局との振り返り、構成員へのアンケートにおいて、地域連携推進会議の有効性について、図表 11 のとおり意見があった。

図表 11 B 事業所における地域連携推進会議の有効性に関する意見

	地域連携推進会議の有効性	
事業所からの意見	・地域の方に、「障害とはどんなものか」「GHとはどんな場所か」を理解いただけた。・参加いただいた民生委員から、民生委員研修の講師依頼があった。地域連携推進会議を通じて地域の方と関係性の構築ができた。	
总允	・ 法人役員や管理者だけでなく、様々な職員(世話人、日中活動担当者)も会議に 参加した結果、事業所職員も地域の方の意見を聞くことができ、職員のモチベー ションアップにつながった。	
	・ 障害や GH について知ることができた。地域の住民にも会議で知ったことを共有したい。	
構成員からの	・ 今後、事業所の方に地域イベントへ参加いただくなど、地域行事を通じて事業所	
意見	と地域が連携していけるのではと思った。	
	・ 様々な立場の職員の話を聞くことにより、事業所の雰囲気や支援内容等を詳細に	
	知ることができた。志の高い法人であると感じた。	

C事業所(共同生活援助)

① 実施内容及び課題

図表 12 C 事業所における実施内容及び課題

EST. V77/11/00/10/2/11/20 ME		
フェーズ	実施内容	運営上の課題
	・ 事業所において構成員候補を検討したが、思	・ 市町村担当者は管内全ての事
	い当たる候補者が出ず、事務局と打合せを実	業所の会議に参画することは
	施し、以下の候補者を選定した。	難しいのではないか。
	・ 手引き上、「利用者家族」を参加必須としてい	・ 一方で、市町村が参加しない
	るが、近隣に家族がいる利用者がおらず、「利	場合、事業所にとって会議を
	用者家族」は選定しなかった。	開催するモチベーション維持
	▶ 利用者	が難しいのではないか。
構成員の選定	▶ 地域の方:元自治会長(事業所開設時の自	・「利用者家族」は近隣にいな
	治会長)	かったり、利用者や事業所と
	▶ 福祉に知見のある方:基幹相談支援センタ	の関係性が構築されていなか
	一 所長	ったりと、参加を依頼できな
	▶ 経営に知見のある方:就労継続支援B型事	い場合がある。
	業所 代表 (GH 利用者が利用する事業所)	
	▶ 市町村担当者:市役所の障害福祉担当者	

構成員への参加依頼	 「構成員へ参加依頼をする際、参加依頼文のフォーマットがあれば依頼しやすい」と意見をいただき、後日、事務局が参加依頼文を作成の上、事業所へ提供した。 事務局が提供した参加依頼文を活用し、構成員候補へ参加依頼を行い、了承を得た。 日程調整については、地域の方(元自治会長)は直接訪問、市町村担当者等については電話・メールにより行った。 	 あらかじめ構成員への参加依頼文のフォーマットがあると、構成員への参加依頼がしやすい。 構成員の地域連携推進会議への参画に対するモチベーションを高める工夫が必要ではないか。
会議・施設訪問の日程調整	構成員の都合や事業所の負担を考慮し、会議と施設訪問は同日に実施することとした。市役所担当者と基幹相談支援センター所長の予定の確保が難しかったため、この2者の予定を優先的に調整した	
会議の議題検討	 事業所単独では議題検討が難しかったため、事務局と打合せを実施し、以下のとおり議題を設定した。 障害及び共同生活援助についての概要 事業所 C の運営法人が行う事業の概要 事業所 C の支援体制・支援内容 事故報告事例の共有 意見交換 	
会議資料の作成	事業所において資料を作成いただいた。職員1名で資料を作成したため、資料作成の 負担が大きかった。	・ 資料作成に慣れていない事業 所にとっては、資料作成の負 担が大きいのではないか。
会議の開催	 会議時間:約90分 会場:GH内(リビング) 事業所側の出席者:C事業所1名(法人社長)、構成員5名 	・ 一軒家タイプの GH では、GH 内で会議を行うスペースが十分に確保できないのではないか。 ・ 会議の進行に慣れている職員がいない事業所では、進行に戸惑ってしまい、会議が円滑に進まないのでないか・ 会議の趣旨に照らすと開催頻度(会議・施設訪問ともにおおむ年に1回以上)は適当だが、職員が少ない事業所にとっては負担が大きいのでは

		ないか。
	・ 会議後(一部の利用者がいる時間帯)に、GH	・ 多数の住居を運営する事業所
	内の設備・居室等を見学した	では、全ての住居に対して施
施設訪問の実施	・ 2名の利用者がいる中での訪問であったが、利	設訪問を実施するのは事業所
	用者の状態(精神障害)から、構成員と利用	にとっては負担が大きいので
	者とのコミュニケーションを積極的に図るこ	ないか。
	とは難しかった。	

② 地域連携推進会議の有効性

事業所と事務局との振り返り、構成員へのアンケートにおいて、地域連携推進会議の有効性について、図表 13 のとおり意見があった。

図表 13 C 事業所における地域連携推進会議の有効性に関する意見

	地域連携推進会議の有効性	
	・ 地域の方に障害や GH について知っていただく良い機会となった。後日、参加され	
事業所からの	た地域の方(元自治会長)から「参加して本当によかった」との感想を頂戴し	
意見	た。	
总允	・ 事故報告の事例について共有したことにより、地域の方の障害に対する理解を深	
	めてもらえた。	
	障害や GH について知ることができた。	
構成員からの	・ 今まで GH の利用者の顔は認識していたものの、道で会っても挨拶をする関係性で	
意見	なかったが、今後はお互いに声を掛けられる。	
	・ 会議の中で利用者本人と話をすることができ、GHでの暮らしぶりが分かった。今	
	回の取組がサービスの透明性や質の確保に繋がると感じた。	

D 事業所(共同生活援助)

D 事業所については、「構成員の選定」及び「構成員への参加依頼」の段階までは完了したが、 事業所職員の人員不足や、会議及び施設訪問で構成員が事業所に来訪することによる利用者への 負担を理由に、会議や訪問を実施することが困難となった。

このため、当該事業所については、実施が完了した部分における課題を抽出するとともに、会議 及び施設訪問の実施が困難となった要因についても、事業所からのヒアリングを実施し、課題の 洗い出しを行った。制度化された後、多くの事業所において地域連携推進会議の開催に当たって の障壁になり得ると考えられる課題が明らかになった。

① 実施が完了した部分における内容及び課題

図表 14 D 事業所における実施内容及び課題

フェーズ	実施内容	運営上の課題
	・ 事業所において、以下の構成員を選定した。	・ 利用者と利用者家族の関係が
	▶ 利用者	良好でないなど、利用者家族
	利用者家族:上記の利用者と別の利用者の	の選定が難しい場合があるの
排出品の電点	家族	ではないか。
構成員の選定	▶ 地域の方:自治会の方	・ 市町村職員が管内のすべての
	▶ 福祉・経営に知見のある方:別法人の共同	事業所の会議に出席するのは
	生活援助の管理者	難しいのではないか。
	市町村担当者:市役所の障害福祉担当者	
	・ 事業所において、構成員に対して参加依頼を行	
構成員への参加	った。	
依頼	・ いずれの構成員についてもスムーズに承諾い	
	ただけた。	

② 会議及び施設訪問の実施が困難となった要因及び課題

図表 15 D 事業所において会議及び施設訪問の実施が困難となった要因及び課題

要因	左記の詳細	運営上の課題
	・ 常勤職員が不足しており、日中の人員不足を	・ 職員が少ない事業所では、会
	派遣職員等で補っていた。常勤職員はそのフ	議の準備の負担が大きいので
東米正隣号の人	オローに入る必要があり、会議開催に向けた	はないか。
事業所職員の人 員不足	準備をすることができなかった。	
貝小化	・ 職員間で感染症 (インフルエンザ) が流行し、	・ 冬季の開催は、インフルエン
	一時的に人員が減少してしまい、会議の準備を	ザ等の感染症のリスクから開
	することができなかった。	催が不安定になってしまう。
	・ 会議や施設訪問のために多くの人が事業所へ	・ 利用者の障害特性によって
利用者への負担	来訪することにより、利用者(知的障害)への	は、会議や施設訪問のために
	負担が懸念された。	来訪する構成員の人数を少な
		くする必要があるのではない
		か。

(4)課題を踏まえた手引きの改定

地域連携推進会議の実施によって抽出された地域連携推進会議の運営上の課題を踏まえ、検討委員会において議論を行い、図表 16 のとおり手引きの改定を行った。

図表 16 課題を踏まえた手引きの改定の方向性

図衣 10 味趣を明まえたナガさの以及の方向は ハダー スポットの部席 スコトゥス・ウェート・バ		
分類	運営上の課題	手引きの改定の方向性
	・「利用者家族」は、近隣にいない、利	・「利用者家族」の参加については、家
	用者や事業所との関係性が良好でない	族がいない、遠方にいる、利用者や事
	など、参加を依頼できない場合があ	業所との関係上参加を依頼できない等
	る。	の事情がある場合については、成年後
		見人や家族と関わりのある支援者、家
		族会の会員など、利用者家族の代弁者
		となり得る立場の方の選定を促す。
	・市町村担当者は管内全ての事業所の会	・市町村担当者に加え、基幹相談支援セ
	議に参画することは難しいのではない	ンターや市町村(自立支援)協議会の構
株よりの選号	カュ。	成員など、市町村以外の公共性のある
構成員の選定		者を選定することも促す。
	・長期間にわたり構成員が固定される	・構成員から後任を紹介してもらい、効
	と、地域とのつながりが広がっていか	率的・定期的に構成員の交代を行うな
	ないのではないか。	ど、事業所がより多くの地域の方との
	・一方で、地方部では構成員となり得る	関係を構築するための工夫を促す。
	人的資源が豊富でなく、構成員の選定	・構成員の交代に当たっては、地域連携
	が難しい場合がある。	推進会議の継続性を維持する観点か
		ら、全ての構成員を同時期に交代する
		のではなく、段階的に入れ替えていく
		ことを促す。
44.4.0	・あらかじめ構成員への参加依頼文のフ	・事業所から構成員への参加依頼文のフ
構成員への	ォーマットがあると、構成員への参加依	ォーマットを掲載する。
参加依頼	頼がしやすい。	
	・事故報告・ヒヤリハットの事例を共有	・利用者本人の前で事例を共有すること
議題の検討	することは事業所の事故・虐待防止意	について、個人が特定されない形で資
	識の向上、地域の障害に対する理解促	料作成・説明をすることと、事前に利
	進の観点では有効である。一方、利用	用者の了承を得ておくことを促す。
	者本人の前で事例を共有することに、	・事故報告・ヒヤリハットの事例を共有
	利用者は抵抗を感じるのではないか。	する目的・効果を手引きへ記載し、事
	また、事例を聞いた家族は不安を感じ	業所から構成員へ事例を共有すること
	てしまうのではないか。	の理解を求めるよう促す。
議題の検討	・会議を形骸化させないために、2回目	・2回目以降の会議については、前回の

	以降の議題の検討が必要。	会議以降の事業運営上の変更点・改善
		点等について報告した上で、議題を絞
		り、それについて深掘りしていくな
		ど、形式的な会議とならないような工
		夫を促す。
	・職員数が少ない事業所では、会議準備	・地域連携推進会議の年間計画を策定し
	に手が回らない。	て、計画的に会議の準備を進めること
		を促す。
	・GH を利用していることを地域に知られ	・利用者本人や家族の同意なしに、個人
	たくない利用者や家族もいる。利用者	が特定されるような情報を会議で取り
	の個人情報保護を図るべきでないか。	扱わないよう注意喚起する。さらに、
		同意を得た上で個人情報を会議で取り
会議資料の作成		扱う場合も、個人情報が記載された資
		料は会議後に回収するなどの工夫を促
		す。
		・手引き上、事業所と構成員で「秘密保
		 持契約を締結することが望ましい」と
		 しているが、事業所がより運用しやす
		 くするため、秘密保持の誓約に関する
		フォーマットを掲載する。
	・様々な立場の職員が出席することによ	・事業所側の会議出席者について、事業
	り、外部に対しても透明性を確保でき	所の代表者・管理者等に加え、日頃か
	る。また、職員にとっても地域の方と	 ら利用者と接する職員など様々な職員
会議の開催	繋がる機会となるのではないか。	の出席を促す。
	・会議の進行に慣れている職員がいない	・標準的な会議の進行例を手引きに記載
	事業所では、進行に戸惑ってしまい、	する。
	会議が円滑に進まない。	

3. 共同生活援助の指定権者である自治体に対する質問紙調査

共同生活援助の新規事業者の指定前における事業所の開設者・管理者向け研修をはじめとした、 サービスの質を確保するための取組の実態等を把握することを目的として、共同生活援助の指定権 者である自治体を対象とした質問紙調査を実施した。

(1)調査概要

検討委員会における議論を踏まえ、図表 17 の内容で調査を実施した。

図表 17 調査概要

	概要
	・ 共同生活援助の指定権者である自治体(都道府県 47 団体、指定都市 20 団体、中核市 62
調査対象	団体、指定権限の委譲を受けた市区町村 51 団体*) 合計 180 団体
则且 .	※「指定権限の委譲を受けた市区町村」の実数が明らかでないため、厚生労働省が令和2年度に行った全国の
	自治体に対してアンケート結果に基づき推計した。
	・ 都道府県、指定都市、中核市については、厚生労働省から対象自治体へメールで調査票
調査方法	(Excel ファイル)を配付、事務局がメールにより調査票を回収。
嗣 且刀伍	・ 指定権限の委譲を受けた市区町村については、当該市区町村が所在する都道府県からメ
	ールで調査票(Excel ファイル)を配付、事務局がメールにより調査票を回収。
	· 自治体概要(自治体名、自治体区分(都道府県、指定都市、中核市、市区町村(指定都
	市及び中核市を除く)、その他(広域連合又は一部事務組合等))
	・共同生活援助の開設者・管理者向け指定前研修の実施状況
	▶ 共同生活援助の開設者・管理者向け指定前研修の実施の有無
	▶ (研修を実施している場合)研修の目的、研修の効果、効果の把握方法、対象となる
	法人、対象者、出席は必須か、(必須である場合) 出席のインセンティブの有無、(任
	意である場合)参加率を向上させる取組、開催頻度、開催方法、形式、内容、所要時
	間、講師、指定申請受理時に研修を修了していることの確認の有無
	▶ (研修を実施していない場合)指定前における事業所の開設者や管理者に対する障害
調査項目	福祉サービスの専門的知識や制度趣旨等の周知方法、指定前研修の必要性の有無、
	(必要性があると回答した場合) 指定前研修を実施しない理由、(必要性がないと回
	答した場合) その理由
	・ 共同生活援助の指定後のサービスの質の確保・向上のための取組の実施状況
	▶ 共同生活援助の指定後の事業所に対するサービスの質の確保・向上のための取組の実
	施の有無
	▶ (実施している場合)取組の目的
	▶ (実施していない場合)今後の取組の必要性の有無、(必要性があると回答した場
	合) 実施していない理由、(必要性がないと回答した場合) その理由
	・共同生活援助事業所のサービスの質の確保に関する課題

(2)調査結果

① 回答状況及び自治体区分

回答率は65.0%(117団体/180団体)であった。自治体区分は、都道府県が25.6%、指定都市が14.5%、中核市が38.5%、市区町村(指定都市及び中核市を除く)が21.4%であった。

図表 18	自治体区分	(n=117)
-------	-------	---------

	件数	割合
都道府県	30	25.6%
指定都市	17	14.5%
中核市	45	38.5%
市区町村(指定都市及び中核市を除く)	25	21.4%
その他 (広域連合又は一部事務組合等)	0	0.0%
合計	117	100.0%

② 共同生活援助の指定前における事業所の開設者・管理者向けの研修の実施状況 (ア)共同生活援助の指定前における事業所の開設者・管理者向け研修の実施の有無 共同生活援助の指定前に、事業所の開設者・管理者向けの研修を「実施している」が 10.3%、「実施していない」が89.7%であった。

図表 19 指定前の開設者・管理者向けの研修の実施の有無(自治体区分別) (n=117)

	実施している		実施している		実施していない	
	件数	割合	件数	割合		
都道府県	3	2.6%	27	23. 1%		
指定都市	1	0.9%	16	13. 7%		
中核市	5	4.3%	40	34. 2%		
市区町村(指定都市及び中核市を除く)	3	2.6%	22	18.8%		
その他 (広域連合又は一部事務組合等)	0	0.0%	0	0.0%		
合計	12	10.3%	105	89. 7%		

(イ)研修の目的

研修の目的は、「事業者の適切な事業運営の推進」及び「指定申請・変更等の手続きに関する周知」が 100.0%であった。

図表 20 研修の目的 (n=12) (複数回答可)

	件数	割合
事業者の適切な事業運営の推進	12	100.0%
指定申請・変更等の手続きに関する周知	12	100.0%
障害者虐待の防止	7	58.3%
事業者の障害に対する理解を深める	4	33. 3%
自治体と事業者との顔の見える関係の構築	1	8.3%
その他	1	8.3%
無回答	0	0.0%

(ウ)研修の効果

研修の効果は、「事業者が適切な事業運営を実施できる」が 100.0%で最も多く、次いで「事業者が指定手続き等を円滑に行える」が 91.7%であった。

図表 21 研修の効果 (n=12) (複数回答可)

	件数	割合
事業者が適切な事業運営を実施できる	12	100.0%
事業者が指定手続き等を円滑に行える	11	91.7%
障害者虐待の防止につながる	7	58.3%
事業者の障害に対する理解が深まる	5	41.7%
自治体と事業者との顔の見える関係が構築		
できる	1	8.3%
その他	1	8.3%
特になし	0	0.0%
わからない	0	0.0%
無回答	0	0.0%

(エ)研修の効果の把握方法

研修の効果の把握方法は、「実地指導の際に確認」が 41.7%で最も多く、次いで「受講者に対するアンケート」が 33.3%であった。

図表 22 研修の効果の把握方法 (n=12) (複数回答可)

	件数	割合
実地指導の際に確認	5	41.7%
受講者に対するアンケート	4	33.3%
特になし	3	25.0%
受講者からのヒアリング	0	0.0%
無回答	0	0.0%

(オ)研修の対象となる法人

研修の対象となる法人は、「新たに指定を受けようとするすべての法人」が 58.3%であり、「その他」が 41.7%であった。「その他」の内容としては、「主に新規開設予定事業者にて希望のある事業者を対象としているが、既設事業者でも受講可能」、「法人単位ではなく、新たに指定を受ける全ての事業所」などがあった。

図表 23 研修の対象となる法人 (n=12)

	件数	割合
新たに指定を受けようとするすべての法人		
(以下の選択肢を除く)	7	58.3%
管内で指定を受けたことがある法人以外の		
すべての法人	0	0.0
一度も指定を受けたことがない法人のみ	0	0.0
その他	5	41.7%
無回答	0	0.0%

(カ)研修の対象者

研修の対象者は「管理者」が 91.7%で最も多く、次いで「サービス管理責任者」が 25.0% で多くなっている。

図表 24 研修の対象者 (n=12) (複数回答可)

	件数	割合
管理者	11	91.7%
サービス管理責任者	3	25.0%
開設者(代表者)	1	8.3%
その他	1	8.3%
無回答	0	0.0%

(キ)研修への出席は必須か

研修への出席を必須としているかは、「必須」が66.7%、「任意」が33.3%であった。

図表 25 研修への出席は必須か (n=12)

	件数	割合
必須	8	66. 7%
任意	4	33. 3%
無回答	0	0.0%

(ク)(研修への出席を必須としている場合)出席することに対するインセンティブ 研修への出席を必須としている団体における、研修へ出席することに対するインセンティ ブは、「指定要件にしている」が 50.0%であった。

図表 26 出席に対するインセンティブ (n=8) (複数回答可)

	件数	割合
指定要件としている	4	50.0%
実地指導・監査における確認項目としている	0	0.0%
その他	2	25.0%
なし	2	25.0%
無回答	0	0.0%

(ケ)(研修への出席を任意としている場合)参加率を向上させるための取組

研修への出席を任意としている団体における、研修への参加率を向上させるための取組は、「特になし」が50.0%、「その他」が50.0%であった。「その他」の内容としては、「新規指定及びユニット増設に向けた来庁相談時の必須要件としている」や「新規指定申請時、過去に管理者として実務経験等が無い場合、研修への参加を求めている」との回答があった。

図表 27 参加率を向上させるための取組 (n=4)

	件数	割合
指定判断の評価指標に含めている	0	0.0%
実地指導・監査における確認項目としている	0	0.0%
その他	2	50.0%
特になし	2	50.0%
無回答	0	0.0%

(コ)研修の開催頻度

研修の開催頻度は、「指定申請がある都度開催」が50.0%で最も多く、ついで「毎月開催」が16.7%であった。

図表 28 研修の開催頻度 (n=12)

	件数	割合
指定申請がある都度開催	6	50.0%
毎月開催	2	16.7%
四半期ごと (3か月に1回程度) 開催	1	8.3%
隔月(2か月に1回程度)開催	0	0.0%
半期ごと(6か月に1回程度)	0	0.0%
年に1回	0	0.0%
その他	3	25.0%
無回答	0	0.0%

(サ)開催方法

研修の開催方法は、「集合開催(感染症対策として、一時的に Web 開催としている場合も含む)」が50.0%で最も多く、ついで「動画視聴」が25.0%であった。

図表 29 研修の開催方法 (n=12)

	件数	割合
集合開催(感染症対策として、一時的に Web 開催としている場合も含む)	6	50.0%
動画視聴	3	25.0%
その他	2	16.7%
資料配布のみ	1	8.3%
Web 開催(リアルタイム)	0	0.0%
無回答	0	0.0%

(シ)研修の形式

研修の形式は、「座学」が100.0%であった。

図表 30 研修の形式 (n=12)

	件数	割合
座学	12	100.0%
演習(ケース等を活用した研修会場でのワー		
ク)	0	0.0%
実地実習(指定済み事業所内での実習)	0	0.0%
無回答	0	0.0%

(ス)研修の内容

研修の内容は、「指定申請、変更届等の手続きについて」が 100.0%で最も多く、次いで「法令の理解について」、「人員・設備・運営の基準について」が 83.3%と多くなっている。

図表 31 研修の内容 (n=12) (複数回答可)

	件数	割合
指定申請、変更届等の手続きについて	12	100.0%
法令の理解について	10	83.3%
人員・設備・運営の基準について	10	83.3%
障害者虐待の防止について	9	75.0%
障害福祉サービス等情報公開制度について	9	75.0%
事故発生時の対応について	8	66.7%
非常災害時の対応、BCP(業務継続計画)の策		
定について	6	50.0%
障害特性の理解について	2	16. 7%
現地実習・見学	1	8.3%
意思決定支援について	0	0.0%
その他	3	25.0%
無回答	0	0.0%

(セ)研修の所要時間

研修の所要時間は、「半日未満」が83.3%で最も多く、「半日(3~4時間程度)」、「2日」がともに8.3%であった。

図表 32 研修の所要時間 (n=12)

	件数	割合
半日未満	10	83.3%
半日 (3~4時間程度)	1	8.3%
1日(5~8時間程度)	0	0.0%
2日	1	8.3%
3日以上	0	0.0%
無回答	0	0.0%

(ソ)研修の講師

研修の講師は、「自治体職員」が100.0%であった。また、「障害福祉サービス事業所等の職員」も8.3%あった。

図表 33 研修の講師 (n=12) (複数回答可)

	件数	割合
自治体職員	12	100.0%
障害福祉サービス事業所等の職員	1	8.3%
学識経験者	0	0.0%
研修を専門とする団体	0	0.0%
その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%

(タ)新規指定申請の受理時に研修を修了していることの確認

新規指定申請の受理時に研修を修了していることの確認は、「確認していない」が41.7%で最も多く、「出席者に対して受講後に修了証書を交付し、指定申請時に提出させている」、「自治体で修了者名簿を作成・管理し、申請受付時に名簿で確認している」が8.3%であった。

図表 34 新規指定申請の受理時に研修を修了していることの確認 (n=12)

	件数	割合
確認していない	5	41.7%
出席者に対して受講後に修了証書を交付し、		
指定申請時に提出させている	1	8.3%
自治体で修了者名簿を作成・管理し、申請受		
付時に名簿で確認している	1	8.3%
その他	5	41.7%
無回答	0	0.0%

(チ)研修を実施していない団体の指定前における障害福祉サービスの専門的知識や制度趣旨等 の周知方法

研修を実施していない団体の、指定前における事業所の開設者や管理者に対する障害福祉サービスの専門的知識や制度趣旨等の周知方法は、「指定申請手続きの際に役所窓口で説明」が61.9%で最も多く、次いで「指定前に事業所を訪問して説明」が18.1%で多かった。

図表 35 指定前における障害福祉サービスの専門的知識や制度趣旨等の周知方法 (n=105) (複数回答可)

	件数	割合
指定申請手続きの際に役所窓口で説明	65	61. 9%
指定前に事業所を訪問して説明	19	18. 1%
障害福祉サービスの制度に関するリーフレッ		
トや資料を配布	17	16.2%
行っていない	17	16. 2%
その他	35	33.3%
無回答	0	0.0%

(ツ)研修を実施していない団体における今後の研修の必要性

今後、共同生活援助の新規参入事業者のサービスの質を確保するために、指定前に、事業所の開設者や管理者向けの研修を実施する必要があると感じているかについては、「感じている」が 49.5%、「感じていない」が 46.7%であった。

図表 36 今後の研修の必要性 (n=105)

	件数	割合
感じている	52	49.5%
感じていない	49	46. 7%
無回答	4	3.8%

(テ)今後の研修の必要性を「感じている」と回答した団体における研修を実施していない理由 今後の研修の必要性を「感じている」と回答した団体における、研修を実施していない理 由は、「研修の実施に関するノウハウがない」が76.9%で最も多く、次いで「予算が足りな い」が46.2%で多くなっている。

図表 37 今後の研修の必要性を「感じている」と回答した団体における研修を実施していない理由 (n=52) (複数回答可)

	件数	割合
研修の実施に関するノウハウがない	40	76. 9%
予算が足りない	24	46.2%
管内に適切な研修事業の委託先がない	22	42.3%
その他	15	28.8%
無回答	0	0.0%

(ト)今後の研修の必要性を感じない理由

今後の研修の必要性を「感じない」と回答した団体における、研修の必要性を感じない理由は、「サービスの質の低下の懸念はあるが、研修以外の対応で十分だと考えている」が49.0%で最も多く、次いで「サービスの質の低下の懸念はあるが、サービスの質の確保に、研修が効果的だと考えていない」が16.3%であった。

図表 38 今後の研修の必要性を「感じない」と回答した団体における必要性を感じない理由 (n=49) (複数回答可)

	件数	割合
サービスの質の低下の懸念はあるが、研修以 外の対応で十分だと考えている	24	49.0%
サービスの質の低下の懸念はあるが、サービ スの質の確保に、研修が効果的だと考えてい ない	8	16. 3%
サービスの質の低下の懸念がない	4	8.2%
その他	13	26. 5%
無回答	0	0.0%

③ 共同生活援助の指定後のサービスの質の確保・向上のための取組の実施状況等 (ア)共同生活援助の指定後のサービスの質の確保・向上のための取組の実施状況 共同生活援助の指定後のサービスの質の確保・向上のための取組の実施状況は、「実施していない」が 57.3%で最も多く、次いで「自治体(自立支援)協議会等への運営状況の報告・評価の実施」が 15.4%で多くなっている

図表 39 共同生活援助の指定後のサービスの質の確保・向上のための取組の実施状況 (n=117) (複数回答可)

	件数	割合
実施していない	67	57.3%
自治体(自立支援)協議会等への運営状況の 報告・評価の実施	18	15.4%
共同生活援助以外のサービスを含んだ事業所 への研修・説明会	15	12.8%
事業所への訪問による状況の確認や助言	14	12.0%
事業所同士の意見交換の場の設置	11	9.4%
共同生活援助に特化した研修・説明会 (サービス管理責任者等更新研修を除く)	10	8.5%
事業所が設置する会議体への自治体職員の参加	1	0.9%
優良事業所に対する表彰・認証制度	1	0.9%
その他	12	10.3%
無回答	0	0.0%

(イ)取組を実施する目的

共同生活援助の指定後のサービスの質の確保・向上のための取組を実施している団体における、その取組を実施する目的は、「事業者の適切な事業運営の推進」が80.4%で最も多く、ついで「障害者虐待の防止」が39.2%で多くなっている。

図表 40 指定後のサービスの質の確保・向上のための取組を実施する目的(n=51)(複数回答可)

	件数	割合
事業者の適切な事業運営の推進	41	80.4%
障害者虐待の防止	20	39. 2%
事業者の障害に対する理解を深める	18	35. 3%
自治体と事業者との顔の見える関係の構築	11	21.6%
指定変更等の手続きに関する周知	7	13. 7%
その他	3	5. 9%
無回答	6	11.8%

(ウ)取組を実施していない団体における今後の取組の必要性

共同生活援助の指定後のサービスの質の確保・向上のための取組を実施していない団体に おける、今後の取組の必要性は、「感じている」が 61.2%、「感じていない」が 38.8%であっ た。

図表 41 取組を実施していない団体における今後の取組の必要性(n=67)

	件数	割合
感じている	41	61.2%
感じていない	26	38.8%
無回答	0	0.0%

(エ)取組の必要性を感じているが取組を実施していない理由

今後の取組の必要性を「感じている」と回答した団体の取組を実施していない理由は、 「担当職員の人員が足りない」が82.9%で最も多く、次いで「どのような取組をすればよいかのノウハウがない」が78.0%で多くなっている。

図表 42 取組の必要性を感じているが取組を実施していない理由(n=41)(複数回答可)

	件数	割合
担当職員の人員が足りない	34	82.9%
どのような取組をすればよいかのノウハウが		
ない	32	78.0%
予算が足りない	20	48.8%
その他	3	7.3%
無回答	0	0.0%

(オ)取組の必要性を感じていない理由

今後の取組の必要性を「感じていない」と回答した団体のその理由は、「サービスの質の低下の懸念はあるが、従来の指導監査により質の確保・向上はできると考えている」が76.9%で最も多く、次いで「サービスの質の低下の懸念がない」が11.5%で多くなっている。

図表 43 取組の必要性を感じていない理由 (n=26) (複数回答可)

	件数	割合
サービスの質の低下の懸念はあるが、従来の 指導監査により質の確保・向上はできると考 えている	20	76. 9%
サービスの質の低下の懸念がない	3	11.5%
その他	3	11.5%
無回答	0	0.0%

④ 共同生活援助のサービスの質の確保に関する課題

共同生活援助のサービスの質の確保に関する課題は、「新規参入事業者の障害に対する理解・障害福祉制度の知識等が不十分」が 70.1%と最も多く、次いで「自治体が新規参入事業者を指定前に評価する仕組みがなく、新規参入者のサービスの質を把握できていない」が 67.5% で多くなっている。

図表 44 共同生活援助のサービスの質の確保に関する課題 (n=117) (複数回答可)

	件数	割合
新規参入事業者の障害に対する理解・障害福	82	70. 1%
祉制度の知識等が不十分	02	10.1/0
自治体が新規参入事業者を指定前に評価する		
仕組みがなく、新規参入者のサービスの質を	79	67.5%
把握できていない		
指定済みの事業者の障害に対する理解・障害	74	G2 90/
福祉制度の知識等が不十分	74	63. 2%
サービス運営を行う際に外部の目が入らない	47	40.2%
利用者からの苦情を把握しにくい	16	13. 7%
その他	16	13.7%
特になし	6	5. 1%
無回答	0	0.0%

4. 共同生活援助の指定前における事業開設者・管理者向け研修の現地調査

自治体向け質問紙調査で把握した、共同生活援助の新規事業者の指定前における事業開設者・管理者に対する研修を実施している団体のうち1団体について、研修の現地調査を行った。

また、当該研修の担当者からヒアリングを行い、共同生活援助のサービスの質に関する課題や今後のサービスの質の確保方策の課題について意見を聴取した。

(1)調査概要

現地調査の概要は図表45のとおりである。

図表 45 現地調査概要

	図表 45 現地調査概要
自治体所在地	・大阪府内
自治体区分	・中核市
研修の位置づけ	・ 指定前に、法令の基本理解や指定後の手続き等について確認する機会
4丌修り仕里・パ	・ 研修終了後に指定書を交付する (参加必須)
	・ 当該市が大阪府から事業者指定の権限移譲を受ける以前は、大阪府が
TT Mタナ、目目もム 1 ナータマ V去	研修を実施していた
研修を開始した経緯	・ 大阪府から事業者指定の権限移譲を受ける際、研修も当該市へ引き継
	がれた
研修の対象となる	士が北京と伝えよいての陸中垣別山。 バフ
障害福祉サービス	・ 市が指定を行うすべての障害福祉サービス
対象の事業所	・ 新規指定を受けるすべての事業所
参加対象者	・ 新規指定を受ける事業所の管理者
開催頻度	・ 毎月 (指定を受ける月の前日の研修に出席する)
所要時間	・ 2 時間程度
講師	・市職員
	・指定障害福祉サービス事業者等の一般原則
	▶ 指定障害福祉サービス事業者等の責務
	▶ 利用者の立場に立ったサービスの提供
	・事業者の指定
	▶ 事業者指定の要件
研修内容	▶ 指定基準の順守
研修內容	▶ 指定事項の変更等に係る届出
	▶ 加算の算定に係る届出
	▶ 指定の更新
	・ 運営に関する基準
	▶ サービス利用申込みに関する留意事項
	▶ サービス提供に関する留意事項

- ▶ 事業所の管理・運営体制における留意事項
- ▶ 相談支援制度の概要
- · 実地指導
 - ▶ 実地指導について
 - ▶ 実地指導における留意事項
 - ▶ 事業者の指定の取消等について
- · 障害者虐待防止
 - ▶ 障害者虐待防止法の概要等

(2) 自治体担当者からのヒアリング

自治体担当者からのヒアリングの概要は図表46のとおりである。

図表 46 ヒアリング概要

	・ 自立支援協議会において、「営利法人等における事業所で、支援が
	 ほとんど不要な軽度の障害者のみを受け入れる事業所が増えてい
	る」との指摘がされている。
共同生活援助のサービ	・ 自立支援協議会協議会では、「実地指導において、利用者支援が適
スの質に関する課題	切に行われているか重点的に確認すべきでないか」という意見が出
	ている。
	・ しかし、実地指導でできることは支援計画のチェック等に留まり、
	個々の利用者に対する支援内容を精査することは難しい。
	・ 指定前に、障害に関する理解や共同生活援助における支援の在り方
	等に関する研修を行うことで、一定程度サービスの質の確保に繋が
	るものと思われる。
今後のサービスの質の	・ ただ、障害種別によって支援内容が異なるなど、研修の実施には高
確保方策について	度な専門性が求められるため、研修を自治体が自力で実施すること
	は、特にカリキュラムや資料作成の面から難しい。
	・ また、地域によって研修内容に差を生じさせず、全国的に同水準の
	研修が行われることが重要であると考える。

5. 考察

本調査研究では、地域連携推進会議の有効性の証明及び課題の抽出を行うことを目的に、手引きを活用した地域連携推進会議の設置・運営をモデル的に実施した。

また、自治体における、共同生活援助の指定前の事業開設者・管理者向け研修をはじめとした、共同生活援助のサービスの質を確保するための取組の実態を把握するため、自治体に対する質問紙調査を実施した。

さらに、共同生活援助の指定前の事業者向け研修の実態を把握するため、現地調査を行った。

本章では、地域連携推進会議の実施を通じて明らかになった、地域連携推進会議の有効性及び今後の課題と、自治体に対する質問紙調査結果及び共同生活援助の指定前の事業者向け研修の現地調査から明らかになった、共同生活援助のサービスの質の確保に関する課題について考察する。

(1) 地域連携推進会議の有効性

・ 事業所や利用者に対する理解促進

会議や施設訪問を通じて、障害者支援施設や共同生活援助がどのようなところか、障害のある 方がどのように生活されているかについて地域の方の理解が促進され、事業所や利用者に対する 理解が深まった。

・サービスの透明性・質の確保

事業所は、構成員からの事業運営に関する客観的な意見を踏まえ、事業運営の改善につなげる ことができた。また、事業所が構成員に対して提供しているサービスを紹介することで、サービ ス内容の妥当性について客観的に確認する機会となった。

これらを踏まえ、障害者支援施設及び共同生活援助におけるサービスの透明性・質の確保が期待される。

・ 利用者と地域との関係づくり

会議や施設訪問を通じて、利用者と構成員との間で、地域の中で普段から声を掛け合える関係 が構築された。利用者と地域との間で顔の見える関係性が構築されることにより、利用者が地域 でより生活しやすくなることが期待される。

・利用者の権利擁護

利用者が構成員として会議に参加することにより、利用者が事業所での暮らしに関する意見を事業所に伝える貴重な機会となった。

利用者からの意見を踏まえ、事業所が事業運営やサービスの改善を適切に行うことにより、利用者の権利擁護が推進されることが期待される。

(2) 地域連携推進会議の今後の課題

・事業所への動機づけ

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論を踏まえ「障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及 び運営に関する基準」(以下「基準」という)が改正され、令和6年度に、障害者支援施設及び共 同生活援助事業所における地域連携推進会議の取組が努力義務化(令和7年度以降は義務化)さ れた。

一方、職員数が少ない事業所では通常の事業所運営に追われており、地域連携推進会議の運営に おける負担が重くなりすぎると、地域連携推進会議を開催できないことが懸念される。

今後、令和 6 年度の地域連携推進会議の実施状況を踏まえ、実効性を担保する更なる工夫や検 計が必要ではないか。

・形骸化を防止する措置

地域連携推進会議を形骸化させないためには、地域連携推進会議の取組を好事例としてまとめ、会議の有用性を広く周知する必要があるのではないかとの意見があった。

今後、効果的に地域連携推進会議を運営している好事例を収集し、全国の事業所へ周知することが望まれる。

・会議及び施設訪問の実施頻度

改正された基準において、会議は、おおむね1年に1回以上開催しなければならないとされている。施設訪問の実施についても、会議の開催とは別に、おおむね1年に1回以上実施しなければならないとされている。

これを踏まえ、手引きにおいては、会議と施設訪問は別の日にそれぞれ行うことを前提としている。

一方、モデル的に地域連携推進会議を実施した事業所において、地域連携推進会議の趣旨を踏まえると会議及び施設訪問をそれぞれ別日に行うことは適当であるが、職員数が少ない事業所にとっては負担が大きいのではないか、との意見があった。

今後、地域連携推進会議の開催状況の実態を踏まえ、例えば会議と施設訪問を同日に実施する ことを認めるなど、事業所の負担軽減についての検討が望まれる。

・構成員の積極的な参加の促進

地域連携推進会議の効果を最大限引き出すためには、構成員に、積極的に地域連携推進会議に参加していただくことが重要である。

今後、地域の方との接点を有する自治体の協力を得ながら、自治会や民生委員をはじめとする構成員となり得る方々に対して、地域連携推進会議に参画することの社会的意義や、地域と事業所・利用者との相互理解の醸成がより良い地域づくりに繋がることなどについての理解促進を図り、構成員の参加意欲を高める工夫が必要ではないか。

(3) 共同生活援助のサービスの質の確保に関する課題

自治体向け調査結果において、障害福祉サービスの指定権者である自治体のうち1割程度が、共同生活援助事業者の指定前に開設者・管理者向けの研修を実施しており、9割程度が研修を実施していないことが明らかになった。

指定前の研修を実施していない自治体のうち5割程度が、「今後の研修の必要性を感じる」と回答しているものの、研修を実施していない理由として「研修の実施に関するノウハウがない」と回答している。現地調査において行った自治体担当者からのヒアリングにおいても、「障害種別によって支援内容が異なるなど、研修の実施には高度な専門性が求められるため、研修を自治体が自力で実施することは、特にカリキュラムや資料作成の面から難しい」との意見があった。

また、共同生活援助の指定後におけるサービスの質の確保・向上のための取組については、4割程度の自治体が実施しており、6割程度は実施していないということが明らかになった。

指定後のサービスの質の確保・向上のための取組を実施していない自治体のうち6割程度が、「今後の取組の必要性を感じる」と回答しているものの、そのうちの多くが、取組を実施していない理由として「担当職員の人員が足りない」や「どのような取組をすればいいのかノウハウがない」と回答している。

これらの状況を踏まえると、今後、国が標準的な研修カリキュラムを示すことで、自治体における、共同生活援助の指定前の事業者向け研修や、指定後のサービスの質の確保・向上のための取組の実施を促していく必要があるのではないか。

具体的には、指定前の事業者向け研修の内容は、集団指導で行っているような、各種基準に定める自立支援給付対象サービスの取り扱いや、自立支援給付に係る費用の請求等に関する周知徹底等に留まらず、障害福祉サービスを行うことの理念や、障害に対する基本的理解の促進及び適切なサービス提供のあり方等、事業者が提供するサービスの質の確保に資する内容とする必要があるのではないか。

また、障害福祉サービス事業者の質を確保するためには、指定前の研修受講だけでなく、指定時に事業者の適格性質を適切に審査することや、指定後における監査指導の質を担保することも重要である。このためには、都道府県は、広域調整の観点から、管内市町村と緊密に連携を図るとともに、令和6年度から施行される事業所指定又は更新における関係市町村の意見申出の仕組みも活用していくことが必要であろう。これら指定時の審査及び指定後の監査指導の質の確保等をどのように進めていくかについて、今後さらに検討することが望まれる。

付録1 共同生活援助の指定権者である自治体に対する質問紙調査 依頼状

令和5年9月吉日

都道府県

指定都市 障害福祉所管課 御中

中核市

指定権限の委譲を受けた市区町村等

PwC コンサルティング合同会社

障害者支援施設及び共同生活援助におけるサービスの質の確保のために 必要な取組についての調査研究

共同生活援助向け研修の実施状況等に関する調査へのご協力のお願い

このたび、PwC コンサルティングでは、厚生労働省 令和5年度障害者総合福祉推進事業の国庫補助内示を受け、「障害者支援施設及び共同生活援助におけるサービスの質の確保のために必要な取組についての調査研究」を実施しております。

本事業では、共同生活援助のサービスの質の確保方策を検討するため、共同生活援助の指定権者である自治体における、共同生活援助の開設者・管理者等に対する研修の実施状況等について調査を行います。調査結果は報告書に取りまとめ、国における今後の検討の基礎資料とするほか、先進的な取組については、好事例集として取りまとめ、自治体に広く周知することを想定しています。

皆様におかれましては、ご多忙の折大変恐縮ですが、下記調査への回答にご協力いただけますようお願い申し上げます。

なお、都道府県におかれましては、管内において、指定都市・中核市以外の市町村等に対して指定権限の委譲を行っている場合は、当該団体に対して、本依頼文及び調査票をお送りくださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

記

1. 調査目的

共同生活援助の指定権者である自治体における、共同生活援助の開設者・管理者に対する研修の実施状況等を把握すること

2. 調査対象

共同生活援助の指定権者である自治体

(都道府県、指定都市、中核市及び指定権限の委譲を受けた市区町村等(広域連合等を含む))

3. 回答方法

別添調査票(Excel) に回答を入力の上、下記回答先のメールアドレスまでご返送ください。 ※共同生活援助の指定前に、事業所の開設者や管理者向けの研修を実施している団体は、研修のカリキュラム等があれば、調査票とともにデータをご提供くださいますようお願いいたします。

4. 回答期日

2023年10月23日(月)17時までにご回答をお願いいたします。

5. 回答先

共同生活援助向け研修の実施状況等に関する調査 回収事務局(株式会社リサーチワークス) Mail: mhlw2023_21gh@researchworks.co.jp

※各調査対象から直接上記へご回答ください。都道府県で取りまとめる必要はありません。

6. 調査結果の活用方法

- ・ 調査結果は事業報告書に取りまとめ、国において、共同生活援助のサービスの質の確保方策 に関する検討の基礎資料として活用されます。
- ・ 先進的な取組については、好事例集として取りまとめ、自治体に広く周知する予定です。好事例集への掲載に当たっては、事前に該当自治体のご担当者様に対してご相談いたします。
- ・ 事業報告書及び好事例集は令和6年4月以降に弊社のウェブサイトに掲載いたします。また、厚生労働省のホームページにも掲載される予定です。

皆様におかれましては、通常業務でご多忙を極めるところ更なるお手数をおかけしますこと大変 恐縮でございますが、調査にご協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

以上

令和5年度障害者総合福祉推進事業

障害者支援施設及び共同生活援助におけるサービスの質の確保のために必要な取組についての調査研究 共同生活援助向け研修の実施状況等に関する調査

<調査の趣旨等>

※ 本調査は、共同生活援助のサービスの質の確保方策を検討するために、共同生活援助の指定権者である 自治体における、共同生活援助の開設者・管理者等に対する研修の実施状況等を把握することを目的として 実施するものです。

調査対象:共同生活援助の指定権者である都道府県、指定都市、中核市及び条例により

指定権限が委譲されている市区町村・広域連合等

調査期間:令和5年10月23日(月)まで

ご回答方法:電子ファイルの調査票(Excel)に入力し、ファイルを回収事務局にご返送

※ ご回答内容については自治体名が特定されない形で集計・分析を行い、事業報告書にとりまとめます。 事業報告書は、令和6年4月以降に、PwCコンサルティング合同会社のウェブサイトに掲載予定です。

<調査の回答に関するお願い>

※ 調査票にご回答いただき、令和5年10月23日(月)17時までに次のメールアドレスまでご返信ください。

事務局	共同生活援助向け研修の実施状況等に関する調査 回収事務局(株式会社リサーチワークス)
メールアドレス	mhlw2023_21gh@researchworks.co.jp

※ 共同生活援助の指定前に、事業所の開設者や管理者向けの研修を実施している団体は、 研修のカリキュラム等があれば、本調査票とともにデータをご提供くださいますようお願いいたします。

<お問合せ先・調査実施主体>

本調査の目的や内容、データの取扱い、ご回答方法等についてご不明な点などがありましたら、以下までお問合せください。

事務局	共同生活援助向け研修の実施状況等に関する調査 回収事務局 (株式会社リサーチワークス)
メールアドレス	mhlw2023_21gh@researchworks.co.jp
電話番号	03-6821-2067
受付時間	10:00~12:00、13:00~17:00 (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

調査実施主体

PwCコンサルティング合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1

1. 自治体概要

貴自治	体の基	本的な情報について伺います。	
			▼ 回答欄に文字または数値を入力してください
1-1.	自治体	4名をご回答ください。	
1-2.	自治体	本区分をご回答ください。	
	く選択	R肢>	
	1	都道府県	
	2	指定都市	
	3	中核市	
	4	市区町村(指定都市及び中核市を除く)
	3	その他(広域連合又は一部事務組合等)
		記 <選択肢>からあてはまるものを一つ選打	
			▼ 回答欄に文字または数値を入力してください
1-3.	担当部	『署をご回答ください。	
1-4.	担当書	着職氏名をご回答ください。	
1-5.	連絡兒	E電話番号をご回答ください。	
1-6.	連絡兒	モメールアドレスをご回答ください。	

2. 共同生活援助の開設者・管理者向け指定前研修の実施状況

2-1. 共同生活援助の指定前に、事業所の開設者や管理者向けの研修を実施していますか。(一つを選択)

<選択肢>

- ① 実施している ⇒ 2-2. ~ 2-16. 及び 3-1. 以降に回答してください
- ② 実施していない ⇒ 2-17. 以降に回答してください
- ▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください



※「① 実施している」を選択した場合は、研修のカリキュラム等があれば、本調査票の回答とともにデータをご提供ください。

2-2. 研修を実施する目的は何ですか。(あてはまるもの全てを選択)

<選択肢>

- ① 事業者の適切な事業運営の推進
- ② 事業者の障害に対する理解を深める
- ③ 障害者虐待の防止
- ④ 指定申請・変更等の手続きに関する周知
- ⑤ 自治体と事業者との顔の見える関係の構築
- ⑥ その他 ⇒ その他の内容欄に具体的にご記入ください
- ▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

	答	

⑥その他の内容	

2-3.	研修によりどのような効果がありますか。(あてはまるもの全てを選択)
	<選択肢>
	① 事業者が適切な事業運営を実施できる
	② 事業者の障害に対する理解が深まる
	③ 障害者虐待の防止につながる
	事業者が指定手続き等を円滑に行える自治体と事業者との顔の見える関係が構築できる
	⑤ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください
	(ク) 特に対し
	の わからない
	▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを全て選択してください
	▼ 上記へ送がなどからのとはよるものできまと送がしてください
	⑥その他の内容
	② 受講者に対するアンケート
	② 受講者からのヒアリング
	③ 実地指導の際に確認
	③ 実地指導の際に確認④ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください
	③ 実地指導の際に確認
	 ③ 実地指導の際に確認 ④ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください ⑤ 特になし ▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを全て選択してください
	③ 実地指導の際に確認④ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください⑤ 特になし
	 ③ 実地指導の際に確認 ④ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください ⑤ 特になし ▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを全て選択してください
	 ③ 実地指導の際に確認 ④ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください ⑤ 特になし ▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを全て選択してください
	 ③ 実地指導の際に確認 ④ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください ⑤ 特になし ▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを全て選択してください 回答
	 ③ 実地指導の際に確認 ④ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください ⑤ 特になし ▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを全て選択してください 回答
	 ③ 実地指導の際に確認 ④ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください ⑤ 特になし ▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを全て選択してください 回答
	 ③ 実地指導の際に確認 ④ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください ⑤ 特になし ▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを全て選択してください 回答
	 ③ 実地指導の際に確認 ④ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください ⑤ 特になし ▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを全て選択してください 回答
	 ③ 実地指導の際に確認 ④ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください ⑤ 特になし ▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを全て選択してください 回答
	 ③ 実地指導の際に確認 ④ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください ⑤ 特になし ▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを全て選択してください 回答

2-5.	 研修の対象となる法人は次のうちどれですか。(一つを選択) 〈選択肢〉 ① 新たに指定を受けようとするすべての法人(選択肢 2、3を除く) ② 管内で指定を受けたことがある法人以外のすべての法人 ③ 一度も指定を受けたことがない法人のみ ④ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください ▼ 上記 〈選択肢〉からあてはまるものを一つ選択してください
	④その他の内容
2-6.	研修の対象者は次のうちどれですか。(あてはまるもの全てを選択)
	<選択肢>
	① 開設者(代表者)② 管理者
	③ サービス管理責任者
	③ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください
	▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを全て選択してください 回答
	④その他の内容
2-7.	研修への出席は必須ですか。 (一つを選択)
	<選択肢>
	① 必須 ⇒ 2-8. へお進みください② 任意 ⇒ 2-9. へお進みください
	▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください
	回答

2-8.	2-7. で「①必須」と回答した方に伺います。 研修へ出席することに対するインセンティブを設定していますか。(あてはまるもの全てを選択)
	<選択肢>
	▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを全て選択してください
	③その他の内容
2-9.	2-7. で「②任意」と回答した方に伺います。 参加率を向上させるために行っている取組はありますか。(あてはまるもの全てを選択)
	<選択肢>
	① 指定判断の評価指標に含めている
	② 実地指導・監査における確認項目としている
	③ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください
	④ 特になし
	▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを全て選択してください 回答
	③その他の内容

	とのような列長で開催していますか。(一つを選択)
<選択	!肢>
1	毎月開催
2	隔月 (2か月に1回程度) 開催
3	四半期ごと(3か月に1回程度)開催
4	半期ごと(6か月に1回程度)
(5)	年に1回
6	指定申請がある都度開催
Ī	その他 ⇒ その他の内容欄に具体的にご記入ください
▼上書	己く選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください
	I答 III III III III III III III III III
	@zolhoch#
	⑦その他の内容
② ③ ④ ⑤	集合開催 (感染症対策として、一時的にWeb開催としている場合も含む) Web開催 (リアルタイム) 動画視聴 資料配布のみ ※ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください ※ 一定期間内にレポートを提出させるなど、資料を続了したことを確認する形式を取っている場合のみ後: 甲純に資料を配布するのみの場合は、本調査上は研修に該当しないこととします。 ② <選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください
_	
	⑤その他の内容
	S その他の内容
	⑤その他の内容

2-12. 研修の形式は次のうちどれですか。 (あてはまる)	5の全	*てを選択)	
--------------------------------	-----	--------	--

<選択肢>

- ① 座学
- ② 演習 (ケース等を活用した研修会場でのワーク)
- ③ 実地実習(指定済み事業所内での実習)
- ▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

回答									

2-13. 研修の内容は次のうちどれですか。(あてはまるもの全てを選択)

<選択肢>

- ① 法令の理解について
- ② 障害特性の理解について
- ③ 障害者虐待の防止について
- ④ 意思決定支援について
- ⑤ 人員・設備・運営の基準について
- ⑥ 事故発生時の対応について
- ⑦ 非常災害時の対応、BCP (業務継続計画) の策定について
- ⑧ 指定申請、変更届等の手続きについて
- ⑨ 障害福祉サービス等情報公開制度について
- ⑩ 現地実習·見学
- ⑪ その他 ⇒ その他の内容欄に具体的にご記入ください

₩	上記	<選択肢>	からあてはまるもの	のを全て選択して	ください
---	----	-------	-----------	----------	------

_	▼	_ \X 25 3/\	HX / //*	200 Cla-d	るののかん	土(送)	NO CVI	CVI				
ı	回答											
H			T	T		T				T		
ı												
L												
Ē							- Ab	L-min				
	卸その他の内容											
Γ												
ı												
L												

⑤ 3日以上
▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください回答
2-15. 研修の講師は次のうちどれですか。 (あてはまるもの全てを選択)
<選択肢>
① 自治体職員
② 障害福祉サービス事業所等の職員
③ 学識経験者
④ 研修を専門とする団体⑤ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください
▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを全て選択してください 回答
⑤その他の内容

2-14. 研修の所要時間(資料配布のみの場合は、おおよその所要時間)は次のうちどれですか。(一つを選択)

<選択肢>
① 半日未満

④ 2日

② 半日(3~4時間程度)③ 1日(5~8時間程度)

_ 10	法人から新規指定の申請を受け付ける際、研修対象者が研修を修了していることを確認していますか。 (あてはまるもの全てを選択)
	<選択肢>
	① 出席者に対して受講後に終了証書を交付し、指定申請時に提出させている
	② 自治体で修了者名簿を作成・管理し、申請受付時に名簿で確認している
	③ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください
	④ 確認していない
	▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを全て選択してください
	回答
	③その他の内容
2-17	7. 2-1. で「②実施していない」と回答した方に伺います。 事業所の関設者や管理者に対して、指定前に、障害海がサービスに関する専門的知識や
2-17	事業所の開設者や管理者に対して、指定前に、障害福祉サービスに関する専門的知識や制度趣旨等について、どのように周知をしていますか。(あてはまるもの全てを選択)
2-17	事業所の開設者や管理者に対して、指定前に、障害福祉サービスに関する専門的知識や制度趣旨等について、どのように周知をしていますか。(あてはまるもの全てを選択) <選択肢>
2-17	事業所の開設者や管理者に対して、指定前に、障害福祉サービスに関する専門的知識や制度趣旨等について、どのように周知をしていますか。(あてはまるもの全てを選択) <選択肢> ① 指定申請手続きの際に役所窓口で説明
2-17	事業所の開設者や管理者に対して、指定前に、障害福祉サービスに関する専門的知識や制度趣旨等について、どのように周知をしていますか。(あてはまるもの全てを選択) 〈選択肢〉 ① 指定申請手続きの際に役所窓口で説明 ② 指定前に事業所を訪問して説明
2-17	事業所の開設者や管理者に対して、指定前に、障害福祉サービスに関する専門的知識や制度趣旨等について、どのように周知をしていますか。(あてはまるもの全てを選択) 〈選択肢〉 ① 指定申請手続きの際に役所窓口で説明 ② 指定前に事業所を訪問して説明 ③ 障害福祉サービスの制度に関するリーフレットや資料を配布
2-17	事業所の開設者や管理者に対して、指定前に、障害福祉サービスに関する専門的知識や制度趣旨等について、どのように周知をしていますか。(あてはまるもの全てを選択) 〈選択肢〉 ① 指定申請手続きの際に役所窓口で説明 ② 指定前に事業所を訪問して説明 ③ 障害福祉サービスの制度に関するリーフレットや資料を配布 ④ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください
2-17	事業所の開設者や管理者に対して、指定前に、障害福祉サービスに関する専門的知識や制度趣旨等について、どのように周知をしていますか。(あてはまるもの全てを選択) 〈選択肢〉 ① 指定申請手続きの際に役所窓口で説明 ② 指定前に事業所を訪問して説明 ③ 障害福祉サービスの制度に関するリーフレットや資料を配布
2-17	事業所の開設者や管理者に対して、指定前に、障害福祉サービスに関する専門的知識や制度趣旨等について、どのように周知をしていますか。(あてはまるもの全てを選択) 〈選択肢〉 ① 指定申請手続きの際に役所窓口で説明 ② 指定前に事業所を訪問して説明 ③ 障害福祉サービスの制度に関するリーフレットや資料を配布 ④ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください
2-17	事業所の開設者や管理者に対して、指定前に、障害福祉サービスに関する専門的知識や制度趣旨等について、どのように周知をしていますか。(あてはまるもの全てを選択) 〈選択肢〉 ① 指定申請手続きの際に役所窓口で説明 ② 指定前に事業所を訪問して説明 ③ 障害福祉サービスの制度に関するリーフレットや資料を配布 ④ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください ⑤ 行っていない
2-17	事業所の開設者や管理者に対して、指定前に、障害福祉サービスに関する専門的知識や制度趣旨等について、どのように周知をしていますか。(あてはまるもの全てを選択) 〈選択肢〉 ① 指定申請手続きの際に役所窓口で説明 ② 指定前に事業所を訪問して説明 ③ 障害福祉サービスの制度に関するリーフレットや資料を配布 ④ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください ⑤ 行っていない ▼ 上記〈選択肢〉からあてはまるものを全て選択してください

2-18. <u>2-1. で「②実施していない」と回答した方に伺います。</u> 今後、共同生活援助の新規参入事業者のサービスの質を確保するために、 指定前に、事業所の開設者や管理者向けの研修を実施する必要があると感じていますか。(一つを選択)
<選択肢>
回答
2-19. <u>2-18. で「①感じている」と回答した方に伺います。</u> 研修を実施していない理由はなんですか。(あてはまるもの全てを選択)
<選択肢>
▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを全て選択してください 回答
④その他の内容
2-20. <u>2-18. で「②感じていない」と回答した方に伺います。</u> その理由は何ですか。(一つを選択)
<選択肢>
① サービスの質の低下の懸念がない② サービスの質の低下の懸念はあるが、研修以外の対応(2-17.の対応)で十分だと考えている
③ サービスの質の低下の懸念はあるが、サービスの質の確保に、研修が効果的だと考えていない
④ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください
▼ 上記 <選択肢> からあてはまるものを一つ選択してください回答
④その他の内容
L

3. 共同生活援助の指定後のサービスの質の確保・向上のための取組の実施状況

- 3-1. 共同生活援助の指定後に、事業所に対して、サービスの質を確保・向上するための取組を実施していますか。 (あてはまるもの全てを選択)
 - ※集団指導、実地指導、監査などの法定の指導監査を除いて回答してください。

<選択肢>

- ① 共同生活援助に特化した研修・説明会(サービス管理責任者等更新研修を除く)
- ② 共同生活援助以外のサービスを含んだ事業所への研修・説明会
- ③ 自治体(自立支援)協議会等への運営状況の報告・評価の実施
- ④ 事業所への訪問による状況の確認や助言
- ⑤ 事業所が設置する会議体への自治体職員の参加
- ⑥ 事業所同士の意見交換の場の設置
- ⑦ 優良事業所に対する表彰・認証制度
- ⑧ その他 ⇒ その他の内容欄に具体的にご記入ください
- ⑨ 実施していない ⇒ 3-3. へお進みください
- ▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

· III (AI) (IX) II SOU COOK DOO'E II CAIN (O'C (ICC))											
回答											

- 3-2. ∧

お進み

ください

3-2. <u>3-1.で「⑨実施していない」以外の回答をした方に伺います。</u> その取組を実施する目的は何ですか。(あてはまるもの全てを選択)

<選択肢>

- ① 事業者の適切な事業運営の推進
- ② 事業者の障害に対する理解を深める
- ③ 障害者虐待の防止
- ④ 指定変更等の手続きに関する周知
- ⑤ 自治体と事業者との顔の見える関係の構築
- ⑥ その他 ⇒ その他の内容欄に具体的にご記入ください
- ▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを全て選択してください

	今後、指定済みの事業所に対して、サービスの質を確保・向上するための取組を 実施する必要があると感じていますか。 (一つを選択)
	<選択肢>
	① 感じている ⇒ 3-4. へお進みください
	② 感じていない ⇒ 3-5. へお進みください
	▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください 回答
3-4.	3-3. で「①感じている」と回答した方に伺います。 取組を実施していない理由はなんですか。(あてはまるもの全てを選択)
	<選択肢>
	① どのような取組をすればよいかのノウハウがない
	② 予算が足りない
	③ 担当職員の人員が足りない
	④ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください
	▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを全て選択してください
	回答
	④その他の内容
3-5.	3-3. で「②感じていない」と回答した方に伺います。
	その理由は何ですか。(一つを選択)
	<選択肢>
	① サービスの質の低下の懸念がない
	② サービスの質の低下の懸念はあるが、従来の指導監査により質の確保・向上はできると考えてい
	③ その他 ⇒ その他の内容機に具体的にご記入ください
	▼ 上記 <選択肢>からあてはまるものを一つ選択してください 回答
İ	

4. サービスの質の確保に関する課題

4-1. 共同生活援助のサービスの質の確保に関して課題と感じることは何ですか。(あてはまるもの全てを選択)

<選択肢>

- ① 新規参入事業者の障害に対する理解・障害福祉制度の知識等が不十分
- ② 自治体が新規参入事業者を指定前に評価する仕組みがなく、 新規参入者のサービスの質を把握できていない
- ③ 指定済みの事業者の障害に対する理解・障害福祉制度の知識等が不十分
- ④ サービス運営を行う際に外部の目が入らない
- ⑤ 利用者からの苦情を把握しにくい
- ⑥ その他 ⇒ その他の内容欄に具体的にご記入ください
- ⑦ 特になし

₩	上記〈選択肢〉からあてはまるものを全て選択してくだ	さい
	回答	

l		回答			
	~				
				内容	
l					

アンケートは以上です。ご回答ありがとうございました。

令和5年度障害者総合福祉推進事業

障害者支援施設及び共同生活援助における サービスの質の確保のために必要な取組についての調査研究

発 行 日:令和6年3月

編集・発行:PwC コンサルティング合同会社